平成２３年（フ）第８７号
長野県松本市出川町18番２―206号
破産者　水澤　　淳
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６７号
長野県塩尻市大字洗馬2023番地２
破産者　大槻　弘志
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７１号
長野県木曽郡木曽町福島1813番地１
破産者　相馬　　勉
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２７８３号
名古屋市千種区古出来３丁目１番28号　佐竹ビル201号
破産者　江藤　久雄
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９４０号
名古屋市緑区万場山１丁目2003番地　レオパレス万場山Ⅱ201号
破産者　水谷　直樹
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６号
愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷６番地　ヴィアーレＳ－１―202号室
破産者　濱野　幸太
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５７７号
大阪市東成区神路３丁目６番13号、開始決定時の住所大阪市東成区東中本１丁目９番13号
破産者　高橋幸商店こと　高橋　幸一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３８号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番12―502号
破産者　林　　典子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３８７号
大阪市西区北堀江４丁目12番10―219号
破産者　岩尾智佳子
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５８８号
大阪府東大阪市小阪２丁目８番19号、開始決定時の住所大阪府東大阪市豊浦町３番29―114号
破産者　上坂　晃一
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２４号
大阪府門真市五月田町15番４―503号、住民票上の住所大阪府寝屋川市楠根南町４番17号
破産者　白川　雄司
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１号
大阪府羽曳野市野205番地の185
破産者　トーエイーこと　東本　榮治
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１１号
大阪府富田林市寿町４丁目７番37号―301、開始決定時の住所大阪府富田林市寿町２丁目10番35―606号
破産者　西宮　秀樹
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６２号
神戸市須磨区高倉台２丁目６番25号
破産者　フレンド三木こと三木珠子こと　姜　順嬢
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５７号
兵庫県西宮市北六甲台１丁目３番８号、開始決定時の住所兵庫県西宮市山口町下山口４丁目17番19号
破産者　山本　敏伸
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市常松１丁目７番38―307号
破産者　石田　典雄
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市書写2059番地５
破産者　萬永　真吾
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部